

# 石川県公報

令和4年2月14日（月曜日）

号 外

（第7号）

## 目 次

監査委員  
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

## 監 査 委 員

### 住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月14日

石川県監査委員	徳	野	光	春
同	盛	本	芳	久
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

### （県立学校職員の給与等に係る住民監査請求の監査結果）

#### 第1 住民監査請求の内容

##### 1 請求人

住所・氏名（略）

##### 2 請求書の提出

令和3年12月17日

##### 3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、個人名の記号置き換えなどを行った。）

石川県立金沢商業高等学校職員A（以下「職員A」という。）との養育費請求即時抗告事件に係り、令和3年9月21日付で、「石川県立金沢商業高等学校職員B（以下「職員B」という。）」名において、「年休及び特休の取得実績」という報告書が証拠として提出された（別紙）。衆議院において、逢坂誠氏の「公務文書」の位置づけに関する質問（平成30年4月11日提出）に対し、政府は、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）」第2条第4項において、『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」と回答している（内閣衆質196第224号）。つまり、職員Bは行政機関の職員（公務員）であり、同氏の作成した文書は、公務中に作成され、学校名及び職名を入れた文書のため、「行政文書」であることは明らかである。

公務中に、公務員が、同僚の個人的な裁判用資料という「個人的用途」のために、公文書を作成し、或いは作成を依頼することは、地方公務員法第35条（職務専念義務）等に違反する疑いがある。従って、公務中の「個人的用事」のために、職員の年休や特休の状況を調査し、報告書にまとめるのにかかった職員Bの労働時間に対する、給与（15分と推定し約570円）の差し止めを県に求め、県は対象者に返還を求めるよう請求する。また、上述の「報告書」作成にかかった費用は、職員Aの個人的用途のためであるから、使用したA4用紙およびプリンアウトにかかった費用（計約4円）の支払いを、県は対象者に対して行うよう請求する。

（添付書類）

別紙 事実証明書(1) 職員Aに係る令和3年4月1日～令和3年8月31日の間における年休及び特休の取

## 得実績について(写し)

## 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和3年12月27日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

## 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和4年1月14日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠として事実証明書(2)から事実証明書(8)及び請求の主旨補充の書面を提出するとともに、請求内容の補足説明がなされた。

(追加添付資料)

事実証明書(2) 1日2h部分休業した場合減額される金額(1年分)(写し)

事実証明書(3) 養育費請求即時抗告事件の原審申立人の主張書面(写し)

事実証明書(4) 県教育長あて調査と懲戒処分請求申立について(写し)

事実証明書(5) 県総務部あて調査と懲戒処分請求申立について(写し)

事実証明書(6) 県職員の給与などのあらまし

事実証明書(7-1、7-2) 印刷時の1枚あたりの料金(ランニングコスト)

事実証明書(8) A4コピー用紙500枚の人気商品の価格一覧

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

- (1) 本件は、一言で言えば、公金を使用した個人的裁判の資料作成に当たる。地方公務員法第35条には、職務中、全ての力を職務に集中するというふうに記載がされており、当然、その時間、学校の生徒、或いは事務の仕事があるはずである。それを職員A個人の年休、特休調査を個人的な裁判のために行い、その作成に当たるということは、ほかの職務はできないので、地方公務員法第35条に違反すると考える。
- (2) それとともに、職員は、公権力を使って個人の裁判の資料を、自身の保身のために自身の訴えを正当化するために、ほかの職員に働きかけて資料を作り、それを出したわけであり、一般市民、県民からすれば、公権力を用いて証拠を作ったということは公務員の信用失墜行為に当たるのではないかと考えている。
- (3) 職員Aが、公務中に、個人的裁判資料を作成するよう職員Bに依頼し、職員Bは、公務中に公務文書として書類を作成し、授受が行われたことは、一度ではなく複数回にわたって行われている。職員Aに係る育児時短「部分休業」の給与減額金額表(事実証明書(2))の作成に関しても、裁判の証拠提出目的による私的な裁判用資料の作成にあたり、地方公務員法第35条等違法の疑いがあると考えられる。また、この時点より、職員Aによる私的な裁判用資料の作成依頼、職員Bの供与は、一度のみならず、令和3年9月21日の裁判用資料作成へとつながる継続的なものであった可能性を窺わせるものである。
- (4) 職員Bは、県教職員の出勤に係る上司が管理する法的帳簿である出勤簿を使用して、私的な「報告書」を公務文書として作成したものであるから、この出勤簿の管理責任者である石川県立金沢商業高等学校事務長、そして職員Aの公務上の監督責任者である校長の責任問題とそれに伴う給与の減額も当然のことながら発生する。
- (5) 本件については、県教育長及び県総務部に調査を申し立てているが、請求者に対し何ら連絡がない。県教育長と県総務部においては、迅速な報告がなされることを求めたい。

## 2 監査対象事項

本件請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、請求人が措置請求書において摘示する石川県立金沢商業高等学校の職員の行為が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条に規定する職務専念義務(以下「職務専念義務」という。)等に違反し、当該行為に要した時間に相当する対象職員の給与及び文書の作成にかかった費用に係る支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かとした。

## 3 監査対象部局

教育委員会事務局及び石川県立金沢商業高等学校

## 4 監査対象部局の監査の経過

教育委員会事務局及び石川県立金沢商業高等学校に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和4年1月26日に、請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 職員Bは、石川県立金沢商業高等学校において、「職員の給与事務」を担当しており、給与の算定にあたっては、例えば欠勤があれば減額するなど、勤務実績の確認が不可欠であるため、同人は、各職員の出勤簿及び年休や特別休暇等(以下「休暇等」という。)の取得の際に使用する願届簿を確認し、休暇等の取得状況を整理している。このことは、事務分担表に記載がないものの、「職員の給与事務」に当然に付随するものとして、同人の担当する事務に含まれているものである。

(2) 令和3年9月14日頃、職員Aから「裁判所に提出するため令和3年4月1日から8月31日の間の休暇等の取得実績が分かる書類が欲しい」「決められた書式は特に無いが、誰が作成したか特定できる形式で作成してほしい」旨の依頼を受け、職員Bは、今回の住民監査請求で、請求人から提出のあった書類(事実証明書(1))を作成し、職員Aに手交した。

当該事実証明書(1)は、職員Bが公務中に自らの職務として作成した文書であり、公務員が職務上作成した公文書に当たると考えている。また、事実証明書(2)については、職員Aの依頼に応じ、部分休業を取得した場合に給与の減額分を推計したもので、同様に、公務員が公務上作成した公文書であり、職員の給与事務を担当する職員Bの職務の範囲内で作成したものと考えている。

(3) 各職員の休暇等の取得状況を整理している職員Bは、職員Aの依頼に応じて、職務上整理している職員A本人の休暇等の取得状況を回答したにすぎず、職員Aの依頼目的の如何に関わらず、当然に職員Bの職務の範囲内である。すなわち、「旅行に行きたいので、あとどれだけ年休が取得可能か知りたい」、「体調不良で休みたいが、あとどれだけ病気休暇が取得可能か知りたい」、「裁判所に証拠として提出するため、休暇等の取得状況を知りたい」など、その目的が何であれ、各職員からの依頼に応じて、職務上整理している休暇等の取得状況を回答することは、職員Bの担当する職務そのものである。

なお、所属の各職員からの個々の依頼に応じて、休暇制度について通知のコピーを交付したり、取得日数を回答したり、給料の関係で、例えば「住宅ローンを組む予定がある」、「子が保育園に入園する」等の理由で給料月額や年収見込みなどを尋ねられ、回答することは、記録はとっていないが、事務担当者の感覚として年間20件程度あった。

(4) 以上のことから、職員Aの依頼に応じて、職員A本人の休暇等の取得状況を回答する行為は、職員Bの職務の範囲内であり、職務専念義務に違反するものではなく、その依頼の目的の如何によって、結論が変わるものではない。また、信用失墜行為の要件である「その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為」を行ったということには当たらないと考えている。

#### 第4 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

請求人が措置請求書において摘示する職員Bの行為は、職務として行ったものであり、職務専念義務に違反するとは認められないことから、当該行為に要した時間に相当する当該職員の給与及び文書の作成にかかった費用に係る支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たらない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

##### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事項は次のとおりである。

###### (1) 職務専念義務に関する規定について

職員は、サービスの根本基準として、地方公務員法第30条において、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定し、同法第35条において、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定されている。

###### (2) 給与の減額に関する規定について

法第204条第1項において、普通地方公共団体は、委員会の事務を補助する常勤の職員に対し、給料を支給しなければならないと規定している。

そして、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号。以下「給与条例」という。)第2条第1項において、学校職員の給料は、石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和32年石川県条例第39号)第3条及び第3条の2の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による

勤務に対する報酬であると規定している。また、給与条例第12条第1項において、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する旨規定している。

なお、一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和32年人事委員会規則第3号)第51条第3項においては、「職員が特に承認なくして勤務しなかった時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする」と規定している。

(3) 出勤簿及び願届簿に関する規定について

石川県立学校処務規程(昭和41年教育委員会訓令第6号)第31条第1項において、職員は、出勤後直ちに出勤簿に押印しなければならないと規定し、同規程第32条第1項で、職員は、年次有給休暇を請求しようとするとき、又は病気休暇若しくは特別休暇の承認を受けようとするときは、前日までに、願届簿により請求しなければならないと規定している。

(4) 職員Bの担当事務について

石川県立金沢商業高等学校の「令和3年度石川県立金沢商業高等学校事務分担表」によれば、職員Bの主任として担当する事務は、次のとおりとされている。

- 1 職員の給与事務に関すること
- 2 職員の福利、厚生事務に関すること
- 3 嘱託・臨時職員等任用に関すること
- 4 報酬及び賃金に関すること
- 5 社会保険等事務に関すること
- 6 調査、統計事務に関すること

また、職員Bは、職員の給与事務に当たって、給与の算定に必要な勤務実績を確認するため、各職員の出勤簿及び年次有給休暇や特別休暇等(以下「休暇等」という。)の取得の際に使用する願届簿を確認し、休暇等の取得状況を整理する事務も担当している。

(5) 職員Aの休暇等に関する取得実績等に係る文書の作成について

職員Bが作成した文書(事実証明書(1))の電子データの作成記録によれば、「作成日時 2021/09/14 15:44」、「最終印刷日 2021/09/14 15:57」であったことから、職員Bは、令和3年9月14日頃、職員Aから「裁判所に提出するため令和3年4月1日から8月31日の間の休暇等の取得実績がわかる書類が欲しい」、「決められた書式は特に無いが、誰が作成したか特定できる形式で作成してほしい」旨の依頼を受け、同日、職員Aの願届簿を改めて集計し、休暇等の取得日数及び時間をそれぞれ算出し、ワープロソフトにて当該文書を作成、印刷した。その後、職員Aに手交している。

また、事実証明書(2)についても、職員Aの依頼に応じ、職員Aが部分休業を取得した場合に給与の減額分を推計したもので、同様に、職員Bは、自ら担当する職務として、文書を作成、印刷し、職員Aに手交している。

(6) 職員Bが作成した文書について

職員Bが作成した上記(5)の文書は、職員Bが勤務時間内に自ら担当する職務として作成したものであり、石川県教育委員会文書管理規程(平成14年教育委員会訓令第4号)第2条第5号に規定する「県立学校の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」に該当し、公文書に当たる。

## 2 判断

請求人の主張、教育委員会事務局及び石川県立金沢商業高等学校の説明等に基づき、次のとおり判断する。

- (1) 地方公務員法第30条及び第35条において、職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念し、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされている。
- (2) 職員Bは、石川県立金沢商業高等学校において、職員の給与事務を担当しており、給与の算定に当たって、勤務実績の確認が不可欠であるため、職員の出勤簿及び願届簿を確認し、出勤状況及び休暇等の取得状況を整理する事務も担当している。
- (3) 請求人は、「公務中に、公務員が、同僚の個人的な裁判用資料という「個人的用途」のために、公文書を作成し、或いは作成を依頼することは、地方公務員法第35条(職務専念義務)等に違反する疑いがある」と主張

している。

これに対し教育委員会事務局及び石川県立金沢商業高等学校からは、「(休暇等の取得状況を整理している)ことは、事務分担表に記載がないものの、「職員の給与事務」に当然に付随するものとして、同人の担当する事務に含まれているものである」、「各職員の休暇等の取得状況を整理している職員Bは、職員Aの依頼に応じて、職務上整理している職員A本人の休暇等の取得状況を回答したにすぎず、職員Aの依頼目的の如何に関わらず、当然に職員Bの職務の範囲内である」との説明があった。

また、石川県立金沢商業高等学校からは、個々の職員から給与や休暇等の取得状況の照会があったときは、職員Bが職務として回答している旨の説明があった。

請求人は、公務中に、公務員が、「個人的用途」のために、公文書を作成し、或いは作成を依頼することは、職務専念義務等に違反する疑いがある旨主張しているが、給与事務を担当する職員Bは、給与の算定に当たって勤務実績を把握することは必要であることから、職員の休暇等の取得状況を整理する事務も担当しており、職員Aの依頼に応じて、職員A本人の給与や休暇等の取得状況について、職務上、文書を作成し、回答したことは、その依頼の目的の如何を問わず、職員Bの職務の範囲内において自ら担当する職務の一環として行ったものと認められる。

したがって、職員Bの行為は、職務として行ったものであり、請求人が主張する職務専念義務に違反するとは認められない。

なお、請求人が陳述や請求の主旨補充の書面において、石川県立金沢商業高等学校の職員の行為が地方公務員法第33条の信用失墜行為に該当すること、職員A及び職員Bの上司の監督責任及び県教育長等の調査とその報告を求めているが、いずれも法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる違法又は不当な財務会計上の行為とは認められない。

以上のことから、公務中に、石川県立金沢商業高等学校の職員が、同僚の個人的な裁判用資料という「個人的用途」のために、公文書を作成し、或いは作成を依頼することは、職務専念義務等に違反し、当該行為に要した時間に相当する対象職員の給与及び文書の作成にかかった費用に係る支出が違法又は不当な公金の支出に当たるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

